

# 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準 の一部改正について

## 改正前

### 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準

(H24. 11. 13技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。

ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下
3	当面休止 又は 不定期実施	受検申請者数に関する規定なし		

## 改正後

### 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準

(H27. 1. 9技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

#### (1) 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。

ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下

#### (2) 作業の廃止の検討対象の選定基準

上記(1)に関わらず、設置されている全等級において、直近10年間にわたって、実施公示のない作業については、廃止の検討対象とする。